

君津市危険ブロック塀等 除却事業補助金制度のご案内

申請期間

令和8年12月28日（月）まで

※ただし、申請期間内であっても補助金交付予定総額が予算額に達した場合、受付を終了します

補助の対象となる危険ブロック塀等（次の要件のすべてを満たすこと）

- 通学路※に面したもの（※君津市教育委員会に届出があったもの）
- 道路からの高さが1.2mを超えるもの
- 危険ブロック塀のうち、目視で傾き、亀裂、破損またはぐらつき等が確認できるもの（ただし、建築基準法に明らかに違反しているものを除く）

※危険ブロック塀に付属する「門柱」「門扉」「フェンス」および「擁壁」は対象になりません。



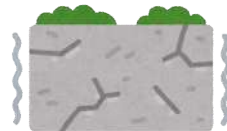
補助金の交付を受けられることができる方（次の要件のすべてを満たすこと）

- 危険ブロック塀等を所有する方
- 補助金交付申請時において市税の滞納がないこと
- 同一の敷地において、過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと

補助対象となる工事

- ブロック塀の除却工事（全部または一部）

※部分的な除却をする場合、工事後に地震に対して安全な構造となるものに限りします



補助金額（いずれか小さい方の額）※千円未満の端数があるときは、切り捨てた額となります

- ① ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円で算出した額
- ② 除却工事に要する費用の1/2
- ③ 10万円

【注意事項】

- 交付決定前に契約または工事着手をすると、補助金が受けられません。
- 交付決定を受けた工事内容を変更する場合は、変更に係る工事に着手する前に変更の手続きが必要となります。かならず事前にご相談ください。
- 実績報告には期限があります。工事完了日から30日以内または令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに提出してください。
- 除却後に新たにブロック塀等を新設する場合は、建築基準法関係規定に適合したコンクリートブロック塀等とし、適切に維持管理を行ってください。
- 上記のほかにも補助金の交付を受ける条件があります。所有されているブロック塀等が補助の対象となるかどうかは、市の職員が現地を確認しますので、まずはご相談ください。

【問い合わせ先】

君津市 建築課（市役所 3階）

☎0439-56-1142